

議案第 57 号

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市職員の給与に関する条例（昭和 30 年朝霞市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 4 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により、朝霞市から朝霞和光資源循環組合（以下この項において「組合」という。）へ派遣された職員のうち、令和 3 年 12 月に組合から期末手当を支給された後、組合から朝霞市に帰任し、令和 4 年 6 月に朝霞市から期末手当を支給される職員に対し、同年 12 月に支給する期末手当の額は、第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に組合から支給された期末手当の額に、127.5 分の 15 を乗じて得た額（同月 1 日において朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例（令和 2 年朝霞和光資源循環組合条例第 24 号）第 3 条第 2 項の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものにあつては、107.5 分の 15 を乗じて得た額）に相当する額（以下この項において「調整額」という。）を減じて得た額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

朝霞市長 富岡 勝則